

□〔37〕 道路法

(昭和27.6.10) 最近改正 平成16.12.1 法147号

(目 的)(法第1条)

この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とします。

1. 道路一体建物に関する協定の効力

◆道路一体建物に関する協定

「道路一体建物に関する協定」は道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、道路の管理者と建物所有者との間で締結されるものです。協定を締結した場合、道路管理者は、その旨公示します(法第47条の6)。

なお、ここでいう道路の管理者とは指定区間(政令で指定する区間)内の国道にあっては国土交通大臣、指定区間外の国道にあっては都道府県又は指定市、都道府県道にあっては都道府県又は指定市、市町村道にあっては市町村をいいます(法第13～第17条)。

◆制限の内容(法第47条の7)

道路一体建物に関する協定は、その協定が公示された後に、その対象となっている道路一体建物の所有者となった者に対しても、その効力があります。

2. 道路予定地内における土地の形質変更等一定の行為の制限

◆道路予定地

道路予定地とは、道路法第18条第1項の規定により道路の区域が決定されてから道路の供用が開始されるまでの間の当該区域をいいます。道路管理者が権原を取得した後には、供用開始前であっても、道路に関する制限規定が準用されます。

◆制限の内容(法第91条第1項)

道路予定地内において土地の形質の変更、工作物の新築・改築・増築、若しくは大修繕又は物件の付加増置をしようとする者は、道路管理者の許可を受けなければなりません。

【道路予定地の確認方法】

道路の区域の決定がなされると区域を表示した図面が関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所において一般に縦覧されます。